

2 子どもを育てることの喜びと責任

(2) 自立した親としての責任，生活のための経済的基盤の必要性

④制度を活用するには、どうすればいいの？

まずは、「妊娠届」を提出しましょう!!（提出先：住民票の登録がある市町村）

☆ 母子の健康のために、妊娠が分かっただけ早く※提出するようにしましょう。

「妊娠届」を提出すると・・・

① 母子健康手帳がもらえます!!

妊婦の健康・妊娠中の記録，出産・産後の記録，子どもの発育等を記録するページのほか，妊娠・出産・育児に関する様々なアドバイスや保健の制度等について紹介するページもあり，親子にとっては「お守り」のようなものです。



© 東京法規出版

② 市町村の職員から「助成制度」についての説明を聞くことができます!!

分からないことがあれば，しっかり質問しましょう。パンフレットや申込用紙などももらうことができます。

③ 妊産婦の健康相談を受けることができます!!

日程は，あらかじめ決まっていますので，事前に問い合わせておきましょう。

④ 妊婦健康診査受診票(無料14回分) がもらえます!!

妊婦健診は健康保険が適用されないので，基本検査で約5,000円，血液検査などを合わせると高いときは約10,000～15,000円の費用がかかります。

14回分だと，約10～15万円かかる計算になりますが，鹿児島県では，平成21年度から，全ての市町村で14回分の受診券が交付されるようになりました。

※ 県では，妊娠初期からの医師の適切な指示・助言を受け，自分の身体と胎児の健康管理に努めるよう啓発しており，「新かごしま子ども未来プラン」でも妊娠11週までの届出100%を目標値としている。

父子手帳（イクメンLINE）を作成しました!!

県では，少子化対策の一環として，少子化の要因の一つである男性（父親）の家事・育児参加が不十分であることを解消し，男性（父親）の積極的な育児参加を促進するため，「イクメンLINE」（父子手帳）を作成しました。

母子健康手帳の交付と同時に市町村から配付していますが，以下のURLからも，自由にダウンロードできます。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/shoshika/fushitechou.html>

■出典 青少年男女共同参画課



2 子どもを育てることの喜びと責任

(2) 自立した親としての責任、生活のための経済的基盤の必要性

⑤ その他の助成制度について

① 出産一時金

- ・ 通常、子ども一人につき42万円が、加入している健康保険からもらえる。
- ・ 直接、病院に支払うこともできる。

② 出産手当金

- ・ 健康保険に加入している者が、出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合に支給される。(正規職員・非正規職員の別なく、産休中も健康保険料を払っていれば可)
- ・ 出産の日(実際の出産が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合98日)から出産の翌日以後56日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として支給される。
- ・ 1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する金額(出産手当金の額より少ない給与が支払われているときは、その差額分の金額)
- ・ 申請後、1~2か月後に、指定した口座に振り込まれる。

③ 医療費控除

- ・ 税金をかける対象となる所得額が減額されることにより、すでに支払った税金のうち、差額分の金額が戻ってくる。
- ・ 1月~12月までの1年間に支払った家族全員の医療費の合計が、10万円(年間所得が200万円以下の場合は、所得の5%)以上あれば、税務署への還付申告を翌年3月に行うことで、差額分の金額が戻る。医療費には、病院までの交通費も含むので、レシートなどは大切に保管しておくといよい。

④ 児童手当

- ・ 0歳~3歳まで……15,000円/月
- ・ 3歳~中学生まで…10,000円/月(第3子の場合は、15,000円/月)
- ・ 4か月ごとにまとめて受け取れる。

※ 住んでいる市町村の役所で手続きを行う。所得制限あり。

⑤ 乳幼児等の医療費助成

- ・ 医療費の自己負担分の一部又は全部が返還される。
- ・ 居住する市町村で手続きを行う。
- ・ 対象年齢、助成金額、所得制限の有無など、市町村によって異なる。

⑥ 出産祝金・育児休業給付金

- ・ 妊婦またはその配偶者が勤めている事業所により制度が異なる。